

適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラン（新旧対照表）

改正案	現行
<p>2. 適格消費者団体の認定 (略)</p> <p>(1) 法人格（法第 13 条第 3 項第 1 号関係） 申請者が、適格消費者団体として認定されるためには、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人又は<u>一般社団法人若しくは一般財団法人</u>である必要がある。</p> <p>(2) 団体の目的及び活動実績（法第 13 条第 3 項第 2 号） ア 団体の目的 申請者が、適格消費者団体として認定されるためには、「消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とし」ている必要がある（法第 13 条第 3 項第 2 号）、団体の構成員の相互扶助を主たる目的</p>	<p>2. 適格消費者団体の認定 (略)</p> <p>(1) 法人格（法第 13 条第 3 項第 1 号関係） 申請者が、適格消費者団体として認定されるためには、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人又は<u>民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条に規定する法人である必要がある。なお、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）の施行後は、「民法第三十四条に規定する法人」は、「一般社団法人又は一般財団法人」に改められることとなっている（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 167 条及び附則第 1 項）。</u></p> <p>(2) 団体の目的及び活動実績（法第 13 条第 3 項第 2 号） ア 団体の目的 申請者が、適格消費者団体として認定されるためには、「消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とし」ている必要がある（法第 13 条第 3 項第 2 号）、団体の構成員の相互扶助を主たる目</p>

とする団体は、この要件に適合しない。

この要件に適合するためには、①定款（特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人以外の団体が法第 13 条第 3 項第 4 号ロ後段の適用を受けようとする場合にあつては、規約等定款に類するものを含む。以下「定款等」という。）においてこれらの活動を行う旨の定めがあること、及び②申請者の活動を定款等や業務計画書などを参考に量及び質（活動の回数、従事者数又は支出額といった量の側面だけでなく、例えば、大量の情報の分析・検討を必要とする事業者に対する改善申入れの活動を積極的に行うことや、活動がボランティアによる無償の労務提供によって行われていることなどの質の側面をも考慮する。）双方の観点から判断した場合に、それらの活動が申請者において主たる事業活動として行われていると認められることが必要である。（以下、略）

イ （略）

ウ 申請書の添付書類

団体の目的に関し、定款（法第 14 条第 2 項第 1 号）において、事業の内容を具体的に記載するとともに、差止請求関係業務に関する業務計画書（法第 14 条第 2 項第 3 号）並びに差止請求関係業務以外の業務を行う場合における、その業務の種類及び概要を記載した書類（法第 14 条第 2 項第 10 号）において、できる限り定款に記載した事業の内容に対応して、事業内容の詳細並びに予定している回数、日時、場所、従事者数及び支出額等について具体的に記載

的とする団体は、この要件に適合しない。

この要件に適合するためには、①定款又は寄附行為（特定非営利活動法人又は民法第 34 条に規定する法人以外の団体が法第 13 条第 3 項第 4 号ロ後段の適用を受けようとする場合にあつては、規約等定款又は寄附行為に類するものを含む。以下「定款等」という。）においてこれらの活動を行う旨の定めがあること、及び②申請者の活動を定款等や業務計画書などを参考に量及び質（活動の回数、従事者数又は支出額といった量の側面だけでなく、例えば、大量の情報の分析・検討を必要とする事業者に対する改善申入れの活動を積極的に行うことや、活動がボランティアによる無償の労務提供によって行われていることなどの質の側面をも考慮する。）双方の観点から判断した場合に、それらの活動が申請者において主たる事業活動として行われていると認められることが必要である。（以下、略）

イ （略）

ウ 申請書の添付書類

団体の目的に関し、定款又は寄附行為（法第 14 条第 2 項第 1 号）において、事業の内容を具体的に記載するとともに、差止請求関係業務に関する業務計画書（法第 14 条第 2 項第 3 号）並びに差止請求関係業務以外の業務を行う場合における、その業務の種類及び概要を記載した書類（法第 14 条第 2 項第 10 号）において、できる限り定款に記載した事業の内容に対応して、事業内容の詳細並びに予定している回数、日時、場所、従事者数及び支出額等

しなければならないこととする。また、審査に当たっては、最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書その他の経理的基礎を有することを証する書類（法第14条第2項第8号）として提出される「認定後3年間における収支の見込みとその算出根拠を具体的に記載した書類」も斟酌する。

(3) 体制及び業務規程（法第13条第3項第3号関係）

ア 体制

法第13条第3項第3号に規定する「差止請求関係業務を適正に遂行するための体制…（中略）…が適切に整備されていること」とは、第一に、申請者の実態として、①差止請求関係業務の遂行に関し、消費者被害に係る情報の収集から分析・検討を経て差止請求をし、その結果を公表するに至る一連の業務を適正に遂行できるよう、適格消費者団体に具体的な機関又は部門その他の組織が設置され、当該組織の運営（事務分掌、権限及び責任等）について定款又は業務規程において明確に定められていること、②当該組織の事務の遂行に従事する役職員や専門委員等の選任及び解任の基準及び方法が定款又は業務規程において適切に定められていること、③差止請求関係業務の規模・内容等に応じ、業務の適正な遂行に必要な人員（役職員や専門委員等）がこれらの組織に必要な数だけ配置されていることをいう。

イ・ウ （略）

(3) （略）

について具体的に記載しなければならないこととする。また、審査に当たっては、最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書その他の経理的基礎を有することを証する書類（法第14条第2項第8号）として提出される「認定後3年間における収支の見込みとその算出根拠を具体的に記載した書類」も斟酌する。

(3) 体制及び業務規程（法第13条第3項第3号関係）

ア 体制

法第13条第3項第3号に規定する「差止請求関係業務を適正に遂行するための体制…（中略）…が適切に整備されていること」とは、第一に、申請者の実態として、①差止請求関係業務の遂行に関し、消費者被害に係る情報の収集から分析・検討を経て差止請求をし、その結果を公表するに至る一連の業務を適正に遂行できるよう、適格消費者団体に具体的な機関又は部門その他の組織が設置され、当該組織の運営（事務分掌、権限及び責任等）について定款若しくは寄附行為又は業務規程において明確に定められていること、②当該組織の事務の遂行に従事する役職員や専門委員等の選任及び解任の基準及び方法が定款若しくは寄附行為又は業務規程において適切に定められていること、③差止請求関係業務の規模・内容等に応じ、業務の適正な遂行に必要な人員（役職員や専門委員等）がこれらの組織に必要な数だけ配置されていることをいう。

イ・ウ （略）

(3) （略）

(4) 理事及び理事会（法第 13 条第 3 項第 4 号関係）

ア～ウ （略）

エ 申請書の添付書類

法第 14 条第 2 項第 6 号の書類のほか、法第 13 条第 3 項第 4 号イの要件の具備については、定款（法第 14 条第 2 項第 1 号）により、法第 13 条第 3 項第 4 号ロの要件の具備については、理事の構成が法第 13 条第 3 項第 4 号ロ(1)又は(2)のいずれかに該当する者ではないことを説明した書類（規則第 8 条第 2 項第 3 号）により、審査する。なお、法第 14 条第 2 項第 6 号イの「職業」については、勤務先（兼職先）、当該勤務先における役職等を具体的に記載するものとする。

(4) 理事及び理事会（法第 13 条第 3 項第 4 号関係）

ア～ウ （略）

エ 申請書の添付書類

法第 14 条第 2 項第 6 号の書類のほか、法第 13 条第 3 項第 4 号イの要件の具備については、定款又は寄附行為（法第 14 条第 2 項第 1 号）により、法第 13 条第 3 項第 4 号ロの要件の具備については、理事の構成が法第 13 条第 3 項第 4 号ロ(1)又は(2)のいずれかに該当する者ではないことを説明した書類（規則第 8 条第 2 項第 3 号）により、審査する。なお、法第 14 条第 2 項第 6 号イの「職業」については、勤務先（兼職先）、当該勤務先における役職等を具体的に記載するものとする。